

○石川県警察の組織等に関する訓令

〔昭和41年4月1日〕
石川県警察本部訓令第3号

最終改正 令和6年3月4日警察本部訓令第4号

石川県警察の組織等に関する訓令を次のように定める。

石川県警察の組織等に関する訓令

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 警察本部（第2条―第6条）
- 第3章 警察学校（第7条―第11条）
- 第4章 警察署（第12条―第24条）
- 第5章 職員の定数の配分（第25条）
- 第6章 雑則（第26条・第27条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この訓令は、石川県警察の組織等に関する規則（昭和41年石川県公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第52条及び第54条の規定に基づき、石川県警察の組織、職員の定数の配分等の細部に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 警察本部

（室長等）

第2条 規則第2章に定める石川県警察本部（以下「本部」という。）の課、所及び隊（以下「課等」という。）に別表第1に掲げる室長、隊長、官、照会センター長、少年サポートセンター長及び安全運転学校長（以下「室長等」という。）を置く。

2 室長等には、警視若しくは警部又はその他の職員（警察官以外の警察職員をいう。以下同じ。）をもって充てる。

3 室長等は、規則第2章に定める課長、所長及び隊長（以下「課長等」という。）の命を受け、担当の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

（次席、副隊長及び課長補佐等）

第3条 本部の課等（交通機動隊、高速道路交通警察隊及び機動隊を除く。）に次席を置き、交通機動隊、高速道路交通警察隊及び機動隊に副隊長を置く。

2 課等に別表第1に掲げる課長補佐、所長補佐、隊長補佐、班長、鉄道警察隊長、通信指令官、検視官、副隊長、分駐隊長、中隊長、次長、主任研究員及び主任専門員（以下「課長補佐等」という。）並びに主幹を置く。

3 次席、副隊長、課長補佐等には、警視若しくは警部又はその他の職員をもって充てる。

4 次席又は副隊長は、課長等の命を受け、課等の総括的運営について課長等を補佐し、部下職員を指揮監督する。

5 課長補佐等は、上司の命を受け、課等の事務を分担して課長等を補佐し、部下職員を指揮監督する。

- 6 主幹には、その他の職員をもって充てる。
- 7 主幹は、上司の命を受け、専門的業務を処理する。
(係長等)

第4条 課等に別表第1に掲げる係を置く。

- 2 係に総括係長、係長、専門員、主査、主任、主任主事、主任技師及び係員を置くことができる。
- 3 総括係長には、警部補を、係長及び専門員には、警部補又はその他の職員を、主査、主任主事及び主任技師には、その他の職員をもってそれぞれ充てる。
- 4 総括係長は、上司の命を受け、係内の調整事務を行うとともに係の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。
- 5 係長、専門員及び主査は、上司の命を受け、係の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。
- 6 主任には、巡查部長又はその他の職員をもって充てる。
- 7 主任は、上司の命を受け、担当の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。
- 8 主任主事及び主任技師は、上司の命を受け、担当の事務を処理し、部下職員に対して実務指導を行う。
- 9 係員には、巡查又はその他の職員をもって充てる。
- 10 係員は、上司の命を受け、分掌事務に従事する。

(小隊長等)

第5条 本部の交通機動隊、高速道路交通警察隊及び機動隊の係に小隊長、分隊長又は分隊員を置くことができる。

- 2 小隊長には、警部補をもって充てる。
- 3 小隊長は、上司の命を受け、隊の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。
- 4 分隊長には、巡查部長をもって充てる。
- 5 分隊長は、上司の命を受け、担当の隊務を処理し、分隊員を指揮監督する。
- 6 分隊員には、巡查部長又は巡查をもって充てる。
- 7 分隊員は、上司の命を受け、隊務に従事する。

(専門研究員等)

第6条 本部の科学捜査研究所の係に専門研究員、研究員及び研究技師を置き、それぞれ係長、主任及び係員に相当するその他の職員をもって充てる。

- 2 前項の職員は、上司の命を受け、科学捜査に関する研究、鑑定、検査その他の事務を処理する。

第3章 警察学校

(室長及び事務長)

第7条 規則第3章に定める石川県警察学校（以下「警察学校」という。）に別表第1に掲げる室長及び事務長を置く。

- 2 室長及び事務長には、警視又はその他の職員をもって充てる。
- 3 室長及び事務長は、上司の命を受け、警察学校の事務を分担して校長を補佐するとともに、部下職員を指揮監督する。

(科長等)

第8条 警察学校に別表第1に掲げる教務科長、指導科長及び校長補佐（以下「科長等」という。）並びに主幹を置き、警部又はその他の職員をもって充てる。

2 科長等は、上司の命を受け、警察学校の事務を分担して校長を補佐するとともに、生徒の教育訓練又は職員の教養に従事し、部下職員を指揮監督する。

3 主幹については、第3条第7項の規定を準用する。

(係の設置)

第9条 警察学校に別表第1に掲げる係を置き、その分掌事務は、校長が定める。

(教官等)

第10条 警察学校の係に教官及び助教（以下「教官等」という。）を置くことができる。

2 教官には、警部補又はその他の職員をもって充てる。

3 助教には、巡査部長又はその他の職員をもって充てる。

4 教官等は、上司の命を受け、生徒の教育訓練に従事する。

(係長等)

第11条 警察学校の係に係長、専門員、主査、主任、主任主事、主任技師及び係員を置くことができる。

2 前項の係長、専門員、主査、主任、主任主事、主任技師及び係員については、第4条第3項から第10項までの規定を準用する。

第4章 警察署

(課及び係の設置)

第12条 警察署（以下「署」という。）に別表第2に掲げる課及び係を置き、その分掌事務は、同表の基準により警察署長（以下「署長」という。）が定める。

(会計官)

第13条 警察署に会計官を置くことができる。

2 会計官には、警視又はその他の職員をもって充てる。

3 会計官は、署長の命を受け、会計課の事務を統括し、部下職員を指揮監督する。

(生活安全刑事官)

第14条 警察署に生活安全刑事官を置くことができる。

2 生活安全刑事官には、警視をもって充てる。

3 生活安全刑事官は、署長の命を受け、生活安全課及び刑事各課を統括し、部下職員を指揮監督する。

(地域官)

第15条 警察署に地域官を置くことができる。

2 地域官には、警視をもって充てる。

3 地域官は、署長の命を受け、次に掲げる事務を統括し、部下職員を指揮監督する。

(1) 本部の地域課及び通信指令課の所掌に属する事務

(2) 本部の生活安全企画課の所掌に属する事務のうち、地域安全対策に関するもの

(地域交通官)

第16条 警察署に地域交通官を置くことができる。

- 2 地域交通官には、警視をもって充てる。
- 3 地域交通官は、署長の命を受け、次に掲げる事務を統括し、部下職員を指揮監督する。

- (1) 本部の地域課及び通信指令課の所掌に属する事務
- (2) 本部の生活安全企画課の所掌に属する事務のうち、地域安全対策に関するもの
- (3) 本部の交通部の所掌に属する事務

(交通官)

第17条 警察署に交通官を置くことができる。

- 2 交通官には、警視をもって充てる。
- 3 交通官は、署長の命を受け、交通各課を統括し、部下職員を指揮監督する。

(庁舎所長)

第18条 白山警察署、輪島警察署及び珠洲警察署に庁舎所長を置き、警部をもって充てる。

- 2 庁舎所長は、上司の命を受け、別に定める事務担当区域内の責任者としての事務を処理し、部下職員を指導監督する。

(課長)

第19条 署の課に課長を置き、警部又はその他の職員をもって充てる。

- 2 課長は、上司の命を受け、課の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(交番所長等)

第20条 交番、駐在所及び警備派出所に所長を置くことができる。

- 2 前項の所長には、警部又は警部補をもって充てる。
- 3 警部を所長とする交番及び警備派出所に係長を置くことができる。
- 4 前項の係長については、第4条第3項の規定を準用する。
- 5 交番及び駐在所の所長は、上司の命を受け、規則第50条に定める所管区内（以下「所管区内」という。）の警察事務に従事するとともに、部下職員を指揮監督する。
- 6 警備派出所の所長は、上司の命を受け、特定の警備区域内（以下「警備区域内」という。）の警察事務に従事するとともに、部下職員を指揮監督する。
- 7 第3項の係長は、上司の命を受け、所管区内又は警備区域内の警察事務に従事するとともに、勤務を同じくする勤務員を指揮監督する。

(主幹)

第21条 署に主幹を置くことができる。

- 2 前項の主幹については、第3条第6項及び第7項の規定を準用する。

(係長等)

第22条 署の係に総括係長、係長、専門員、主査、主任、主任主事、主任技師及び係員を置くことができる。

- 2 前項の総括係長、係長、専門員、主査、主任、主任主事、主任技師及び係員については、第4条第3項から第10項までの規定を準用する。

(交番所員等)

第23条 交番、署所在地、庁舎所在地、駐在所、警備派出所及び検問所に主任及び所員を置くことができる。

- 2 前項の主任には、巡査部長をもって、所員には、巡査をもってそれぞれ充てる。

- 3 交番、署所在地、庁舎所在地及び駐在所の主任は、上司の命を受け、所管区内の警察事務に従事するとともに、勤務を同じくする所員を指揮監督する。
- 4 交番、署所在地、庁舎所在地及び駐在所の所員は、上司の命を受け、所管区内の警察事務に従事する。
- 5 警備派出所の主任は、上司の命を受け、警備区域内の警察事務に従事するとともに、所員を指揮監督する。
- 6 警備派出所の所員は、上司の命を受け、警備区域内の警察事務に従事する。
- 7 検問所の主任は、上司の命を受け、必要な警察事務に従事するとともに、所員を指揮監督する。
- 8 検問所の所員は、上司の命を受け、必要な警察事務に従事する。

(臨時警備派出所)

第24条 署長は、治安上必要があると認めるとき、警察本部長に臨時警備派出所の設置を要請するものとする。

第5章 職員の定数の配分

(部署別、階級別定員の配分)

第25条 警察職員の本部の課等、警察学校及び署の階級別定員の配分は、別表第3のとおりとする。

第6章 雑則

(職の指定)

第26条 警察職員の職の指定は、別表第4の区分により行うものとする。

- 2 別表第4に掲げる職のほか、他の定めによる職の指定については、別表第5のとおりとする。この場合においては、石川県警察の処務に関する訓令（昭和47年石川県警察本部訓令第3号）第36条の規定を適用しないものとする。

(署長等への委任)

第27条 この訓令を施行するために必要な事項は、警察本部長の承認を得た上、本部の課長等、校長及び署長が定め、又は変更するものとする。

附 則

- 1 この訓令は、昭和41年4月1日から施行する。
- 2 石川県警察本部処務規程（昭和33年石川県警察本部訓令第1号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

- 3 警察署処務規程（昭和29年石川県警察本部訓令第12号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則（昭和41年9月27日警察本部訓令第5号）

- 1 この訓令は、昭和41年10月1日から施行する。
- 2 石川県警察本部処務規程（昭和33年石川県警察本部訓令第1号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則（昭和42年4月1日警察本部訓令第1号）

この訓令は、昭和42年4月14日から施行し、昭和42年4月1日から適用する。

附 則（昭和43年4月1日警察本部訓令第8号）
この訓令は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則（昭和43年6月28日警察本部訓令第9号）
この訓令は、昭和43年7月1日から施行する。

附 則（昭和43年10月1日警察本部訓令第13号）
この訓令は、昭和43年10月1日から施行する。

附 則（昭和44年3月14日警察本部訓令第3号）
この訓令は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則（昭和44年10月2日警察本部訓令第11号）
この訓令は、昭和44年10月2日から施行し、第2条および第5条改正に関する規定ならびに別表第1中、警務部の項、厚生課の項および交通部の項は、昭和44年9月12日から適用する。

附 則（昭和45年3月14日警察本部訓令第3号）
この訓令は、昭和45年3月14日から施行する。

附 則（昭和46年3月15日警察本部訓令第1号）
この訓令は、昭和46年3月15日から施行する。ただし、外勤管理官、機動隊および交通機動隊に係る改正部分については、昭和46年4月1日から施行する。

附 則（昭和46年6月1日警察本部訓令第6号）
この訓令は、昭和46年6月1日から施行する。

附 則（昭和47年4月1日警察本部訓令第5号）
この訓令は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（昭和47年10月1日警察本部訓令第34号）
この訓令は、昭和47年10月1日から施行する。

附 則（昭和48年4月1日警察本部訓令第6号）
この訓令は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則（昭和49年4月1日警察本部訓令第5号）
この訓令は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（昭和49年10月1日警察本部訓令第6号）
この訓令は、昭和49年10月1日から施行する。

附 則（昭和50年4月1日警察本部訓令第2号）
この訓令は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和50年10月25日警察本部訓令第9号）
この訓令は、昭和50年10月25日から施行する。

附 則（昭和51年3月2日警察本部訓令第2号）
この訓令は、昭和51年3月2日から施行する。

附 則（昭和51年3月30日警察本部訓令第4号）
この訓令は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和51年4月1日警察本部訓令第5号）
この訓令は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和52年3月4日警察本部訓令第1号）

この訓令は、昭和52年3月4日から施行する。但し、別表第3（部署別、階級別定員表）については、石川県警察職員定数条例の一部を改正する条例の施行期日から適用する。

（施行期日＝昭和52年4月1日）

附 則（昭和52年3月29日警察本部訓令第3号）

この訓令は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和52年6月27日警察本部訓令第12号）

1 この訓令は、昭和52年7月1日から施行する。

2 石川県警察の処務に関する訓令（昭和47年石川県警察本部訓令第3号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

3 石川県外勤警察運営に関する訓令（昭和44年石川県警察本部訓令第12号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（昭和52年9月24日警察本部訓令第14号）

この訓令は、昭和52年10月1日から施行する。

附 則（昭和53年2月17日警察本部訓令第1号）

1 この訓令は、昭和53年3月1日から施行する。

2 この訓令による改正後の別表第1の防犯少年課と保安課の項及び別表第3（部署別、階級別定員表）については、石川県警察職員定数条例の一部を改正する条例の施行期日から適用する。

附 則（昭和53年2月22日警察本部訓令第4号）

この訓令は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年11月1日警察本部訓令第18号）

この訓令は、昭和53年11月1日から施行する。

附 則（昭和54年3月10日警察本部訓令第4号）

この訓令は、昭和54年3月10日から施行する。

附 則（昭和54年3月27日警察本部訓令第5号）

この訓令は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年3月1日警察本部訓令第6号）

この訓令は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年3月24日警察本部訓令第4号）

この訓令は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年10月9日警察本部訓令第11号）

この訓令は、昭和56年10月15日から施行する。

附 則（昭和57年3月13日警察本部訓令第5号）

この訓令は、昭和57年3月15日から施行する。

附 則（昭和57年3月25日警察本部訓令第8号）

この訓令は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年3月29日警察本部訓令第8号）

この訓令は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年3月23日警察本部訓令第5号）

この訓令は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年3月22日警察本部訓令第3号）

この訓令は、昭和61年4月1日から施行する。ただし、航空隊長に係る改正部分については、昭和61年7月1日から施行する。

附 則（昭和62年3月26日警察本部訓令第4号）

この訓令は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年3月23日警察本部訓令第3号）

この訓令は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成元年3月28日警察本部訓令第5号）

- 1 この訓令は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 石川県警察職員等の旅費取扱規程（昭和57年石川県警察本部訓令第16号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成元年7月25日警察本部訓令第14号）

- 1 この訓令は、平成元年8月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の石川県警察の組織等に関する訓令の規定（ただし、別表第1及び別表第4中の通信指令官に係る部分を除く。）、第2条の規定による改正後の石川県警察における事務の専決に関する訓令の規定、第3条の規定による改正後の石川県警察職員被服等貸与規程の規定及び第4条の規定による改正後の石川県警察の警察官等の制服及び服装に関する訓令の規定は、平成元年7月1日から適用する。

附 則（平成元年12月19日警察本部訓令第18号）

この訓令は、平成元年12月20日から施行する。

附 則（平成2年3月23日警察本部訓令第5号）抄

この訓令は、平成2年3月23日から施行する。

附 則（平成3年3月1日警察本部訓令第6号）

この訓令は、平成3年3月1日から施行する。

附 則（平成3年4月30日警察本部訓令第11号）

この訓令は、平成3年5月1日から施行し、改正後の石川県警察の組織等に関する訓令の規定は、平成3年4月17日から適用する。

附 則（平成3年11月22日警察本部訓令第14号）

この訓令は、平成3年11月22日から施行する。ただし、別表第1の改正規定（「捜査第二課」に係る改正部分に限る。）、別表第4及び別表第5の改正規定については、平成3年11月15日から適用する。

附 則（平成4年3月7日警察本部訓令第7号）

この訓令は、平成4年3月9日から施行する。

附 則（平成4年6月29日警察本部訓令第12号）

この訓令は、公布の日から施行し、平成4年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定による改正後の石川県警察の組織等に関する訓令の規定中別表第1及び別表第4の国民文化祭警衛警備事務局に関する部分については、平成4年3月21日から適用する。

附 則（平成4年6月30日警察本部訓令第13号）
この訓令は、平成4年7月1日から施行する。

附 則（平成4年7月31日警察本部訓令第18号）
この訓令は、平成4年8月1日から施行する。

附 則（平成4年12月22日警察本部訓令第30号）
この訓令は、平成5年1月1日から施行する。

附 則（平成5年3月30日警察本部訓令第4号）
この訓令は、平成5年4月1日から施行する。ただし、別表第1及び別表第4の国民文化祭警衛警備事務局に関する部分については、平成4年11月13日から適用する。

附 則（平成6年3月28日警察本部訓令第7号）
この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成6年6月28日警察本部訓令第16号）
この訓令は、平成6年7月1日から施行する。

附 則（平成6年9月30日警察本部訓令第20号）
この訓令は、平成6年10月1日から施行する。

附 則（平成7年3月31日警察本部訓令第3号）
この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成7年10月4日警察本部訓令第12号）
この訓令は、平成7年10月11日から施行する。

附 則（平成8年3月29日警察本部訓令第5号）
この訓令は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月31日警察本部訓令第5号）
この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月19日警察本部訓令第5号）
この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月30日警察本部訓令第12号）
この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日警察本部訓令第12号）
この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月30日警察本部訓令第6号）
この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月29日警察本部訓令第6号）
この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年6月17日警察本部訓令第14号）
この訓令は、平成14年6月17日から施行する。

附 則（平成15年2月25日警察本部訓令第1号）
この訓令は、平成15年3月4日から施行する。

附 則（平成16年3月25日警察本部訓令第7号）
この訓令は、平成16年3月25日から施行する。

附 則（平成17年3月18日警察本部訓令第12号）

この訓令は、平成17年3月24日から施行する。

附 則（平成18年3月22日警察本部訓令第7号）

この訓令は、平成18年3月29日から施行する。

附 則（平成19年3月2日警察本部訓令第3号）

この訓令は、平成19年3月7日から施行する。

附 則（平成19年3月29日警察本部訓令第7号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月21日警察本部訓令第2号）

この訓令は、平成20年3月26日から施行する。

附 則（平成20年9月25日警察本部訓令第15号）

この訓令は、平成20年9月25日から施行する。

附 則（平成21年3月27日警察本部訓令第4号）

この訓令は、平成21年3月31日から施行する。

附 則（平成22年3月30日警察本部訓令第3号。石川県警察の組織等に関する訓令等の一部を改正する訓令第1条で改正）

この訓令は、平成22年3月31日から施行する。[ただし書]略

附 則（平成23年3月1日警察本部訓令第2号）

この訓令は、平成23年3月4日から施行する。

附 則（平成24年3月21日警察本部訓令第7号）

この訓令は、平成24年3月30日から施行する。[ただし書]略

附 則（平成25年3月15日警察本部訓令第2号）

この訓令は、平成25年3月29日から施行する。

附 則（平成26年3月17日警察本部訓令第4号）

この訓令は、平成26年3月31日から施行する。

附 則（平成27年2月20日警察本部訓令第2号）

この訓令は、平成27年3月6日から施行する。

附 則（平成27年5月22日警察本部訓令第6号）

この訓令は、平成27年6月1日から施行する。

附 則（平成28年3月11日警察本部訓令第3号）

この訓令は、平成28年3月25日から施行する。

附 則（平成29年3月9日警察本部訓令第5号）

この訓令は、平成29年3月24日から施行する。ただし、別表第3の改正部分については、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年6月30日警察本部訓令第12号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年1月18日警察本部訓令第2号）

この訓令は、平成30年1月31日から施行する。

附 則（平成30年3月16日警察本部訓令第4号）

この訓令は、平成30年3月30日から施行する。

附 則（平成30年9月13日警察本部訓令第12号）

この訓令は、平成30年10月22日から施行する。

附 則（平成31年2月19日警察本部訓令第2号）

この訓令は、平成31年3月6日から施行する。

附 則（令和2年3月16日警察本部訓令第5号）

この訓令は、令和2年3月31日から施行する。

附 則（令和3年3月11日警察本部訓令第7号）

この訓令は、令和3年3月26日から施行する。ただし、別表第一警備部の部警備課の款航空隊長の項並びに別表第3地域課及び警備課の項中の改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月14日警察本部訓令第4号）

この訓令は、令和4年3月28日から施行する。

附 則（令和4年10月17日警察本部訓令第19号）

この訓令は、令和4年11月1日から施行する。

附 則（令和5年2月13日警察本部訓令第1号）

この訓令は、令和5年3月6日から施行する。

附 則（令和5年10月24日警察本部訓令第24号）

この訓令は、令和5年10月27日から施行する。

附 則（令和6年3月4日警察本部訓令第4号）

この訓令は、令和6年3月29日から施行する。

別表第1 (第2条、第3条、第4条、第7条、第8条、第9条関係)
室長等、課長補佐等、科長等及び係

部	課、所、 隊、校	区分	第2条に定める室長等 第7条に定める室長及び事務長	第3条に定める課長補佐等 第8条に定める科長等	第4条、第9条に定める係
警務部	総務課			総務	総務
				秘書	秘書
				渉外	渉外
		公安委員会事務担当室長	公安委員会事務担当	公安委員会事務担当	
		広報室長	広報	広報	
		取調べ監督室長	取調べ監督	取調べ監督	
	警務課			総務	総務 通信
		人事管理室長	人事第一	人事第一	
			人事第二	人事第二	
			採用	採用	
			給与	給与	
		企画室長	企画第一	企画第一	
			企画第二	企画第二	
			企画	企画	
		留置管理室長	留置管理企画	留置管理企画	
			留置管理指導	留置管理指導	
			留置管理	留置管理	
		県民支援相談課			総務
	警察安全相談室長		警察安全相談	警察安全相談	
	被害者支援室長		被害者支援	被害者支援	
情報公開・個人情報保護室長	情報公開・個人情報保護		情報公開・個人情報保護		
	文書管理		文書管理		
情報管理課			総務	総務	
	照会センター長	照会センター	照会センター		

		情報セキュリティ	情報セキュリティ	
	情報企画推進室長	企 画	企 画 第 一	
			企 画 第 二	
		開 発 ・ 運 用	開 発 ・ 運 用	
厚 生 課		総 務	総 務	
		厚 生	厚 生	
	福利健康対策室長	福 利	福 利	
		健 康 対 策 第 一	健 康 対 策 第 一	
		健 康 対 策 第 二	健 康 対 策 第 二	
会 計 課		総 務	総 務	
	予 算 管 理 室 長	用 度	用 度	
		予 算	予 算	
	装 備 施 設 室 長	管 財	管 財	
		営 繕	営 繕	
		装 備 管 理	装 備 管 理	
	監 査 室 長	出 納	出 納 第 一	
			出 納 第 二	
			出 納	
		監 査 第 一	監 査 第 一	
	監 査 第 二	監 査 第 二		
監 察 課		総 務	総 務	
		監 察 ・ 訟 務 第 一	監 察 ・ 訟 務 第 一	
		監 察 ・ 訟 務 第 二	監 察 ・ 訟 務 第 二	
		監 察 ・ 訟 務 第 三	監 察 ・ 訟 務 第 三	
		監 察 ・ 訟 務 第 四	監 察 ・ 訟 務 第 四	
生 活 安 全 部	生 活 安 全 企 画 課	総 務	総 務	
		企 画	企 画	
		犯 罪 抑 止 対 策 室 長	犯 罪 抑 止 対 策	犯 罪 抑 止 対 策
		許 可 等 事 務 指 導 室 長	許 可 等 事 務 指 導 第 一	許 可 等 事 務 指 導
	許 可 等 事 務 指 導 第 二			
		総 務	総 務	

地域課	地域指導官	企 画	企 画
		指導第一	指導第一
			移動交番
		指導第二	指導第二
			山岳対策
			船 舶
		職務質問指導	職務質問指導
	自動車警ら班長	自動車警ら	
	鉄道警察隊長	鉄道警察	
	航空隊長	副 隊 長	
航空企画		航空企画	
整 備		飛 行	
通信指令課		総 務	総 務
		企 画 指 導	企 画
			指 導
		運 用	
通信指令官	通信指令		
人身安全・少年保護対策課		総 務	総 務
		企画・少年保護対策	企画・少年保護対策
	人身安全関連事案対策室長	人身安全関連事案対策第一	ストーカー・DV対策
			虐待・行方不明対策
		人身安全関連事案対策第二	人身安全関連事案対策第二
		人身安全関連事案対策第三	人身安全関連事案対策第三
	人身安全関連事案対策第四	人身安全関連事案対策第四	
	少年サポートセンター長	少年サポートセンター	補 導
			少年サポートセンター
	生活安全捜査課		総 務
企 画 指 導			企 画 指 導

		生活安全特別 捜査隊長	生安特捜第一 生安特捜第二	生安特捜第一 生安特捜第二	
	サイバー犯罪 対策課		総務 企画指導	総務 企画指導	
			サイバー犯罪対策	サイバー犯罪対策	
		サイバー犯罪 対策官	サイバー犯罪捜査	サイバー犯罪捜査第一 サイバー犯罪捜査第二	
				サイバー犯罪捜査支援	サイバー犯罪捜査支援
刑事 部	刑事企画課		総務	総務	
		刑事企画指導官	企画	企画 手配共助	
			指導・教養	指導・教養	
			通訳運用	通訳運用	
			公判対応	公判対応	
	捜査支援分析室長	捜査支援分析		情報分析第一 情報分析第二 捜査支援企画	
				統計・システム	統計・システム
	捜査第一課			総務 企画指導 盗犯 強行	総務 企画指導 盗犯 強行
		性犯罪捜査指導官	性犯罪捜査指導	性犯罪捜査指導	
			特殊	特殊	
		重要犯罪 特別捜査隊長	副隊長		重特捜査隊第一 重特捜査隊第二
		刑事指導官	副隊長		盗犯特別捜査隊一 盗犯特別捜査隊二
盗犯特別捜査 隊長				盗犯特別捜査隊 第二	

	機動捜査隊長	副隊長	機動捜査隊第一	
			機動捜査隊第二	
			機動捜査隊第三	
	検視官室長	第一検視官	検視第一	
第二検視官		検視第二		
第三検視官		検視第三		
第四検視官		検視第四		
捜査第二課	知能犯捜査指導官	総務	総務	
		告訴	告訴	
		知能・選挙	知能・選挙	
		知能特捜第一	知能特捜第一	
		知能特捜第二	知能特捜第二	
組織犯罪対策課	組織犯罪対策官	総務	総務	
		犯罪収益対策	犯罪収益対策	
		情報分析	情報分析	
			匿・流実態解明	
		企画指導	企画	
			暴力	
			薬物銃器対策	
			国際捜査	
			特殊詐欺捜査	
		組対特捜第二	組対特捜第二	
		組対特捜第三	組対特捜第三	
		暴力団対策室長	指定	指定
			暴力団対策	暴排
				暴力団対策
組対特捜第一	組対特捜第一			
	匿・流取締			
特殊詐欺対策室長	特殊詐欺対策第一	特殊詐欺対策第一		
	特殊詐欺対策第二	特殊詐欺対策第二		
		総務	総務	

	鑑識課		写 真	写 真
			足 痕 跡	足 痕 跡
			現 場 指 導	現 場 指 導
				機 動 鑑 識
			指 紋 資 料	指 紋 資 料
			指 紋	指 紋
	科学捜査研究所		総 務	総 務
			企 画 指 導	企 画 指 導
		研 究 官		工 学
		研 究 官		法 医
			心 理 ・ 文 書	
交通部	交通企画課		総 務	総 務
			企 画	企 画
		交通事故抑止対策室長	事 故 分 析	事 故 分 析
			交通事故抑止対策	交通事故抑止対策
			安 全	安 全
		安 全 教 育	安 全 教 育	
	高齢者交通安全対策室長	高齢者交通安全対策第一	高齢者交通安全対策第一	
		高齢者交通安全対策第二	高齢者交通安全対策第二	
	交通指導課		総 務	総 務
			通 告	通 告
		取 締	取 締	
		違 法 駐 車 対 策	違 法 駐 車 対 策	
		特 捜	特 捜	
交通事故事件捜査統括官		交通捜査指導	交通捜査指導	
			適正捜査支援	
		交 通 鑑 識	交 通 鑑 識	
		取締戦略第一		

	取縮戦略室長	取縮戦略	取縮戦略第二
			取縮戦略第三
			取縮戦略第四
			取縮戦略第五
			自転車取縮
		取縮戦略（地域）	取縮戦略（地域）
交通規制課		総務	総務
	交通規制官	規制	規制第一
			規制第二
		施設	施設
	交通管制官	管制第一	管制第一
			管制第二
	交通安全施設復興推進室長	交通安全施設復興推進	交通安全施設復興推進第一
交通安全施設復興推進第二			
交通安全施設復興推進第三			
運転免許課		総務	総務
		免許企画	免許企画
	聴聞官		
		行政処分	行政処分
			試験指定校
			試験指定校第一
			試験指定校第二
	免許管理指導官	免許第一	免許第一
			免許第二
	安全運転学校長	講習適性検査	講習
講習適性検査			
運転教育			
免許管理高度化推進室長	免許管理高度化推進	免許管理高度化推進	
		総務	

	交通機動隊		企 画 指 導	企 画 指 導
				第 一 小 隊
				第 二 小 隊
				第 三 小 隊
			羽 咋 分 駐 隊 長	第 一 小 隊
				第 二 小 隊
	第 三 小 隊			
	高 速 道 路 交 通 警 察 隊		総 務	
			企 画 指 導	企 画 指 導
				第 一 小 隊
				第 二 小 隊
				第 三 小 隊
	第 四 小 隊			
	警 備 部	公 安 課		総 務
企 画				企 画
指 導 官			情 報 第 一	情 報 第 一
			情 報 第 二	情 報 第 二
			外 事 第 三	外 事 第 三
情 報 分 析 官			情 報 第 三	情 報 第 三
				資 料
			情 報 第 四	情 報 第 四
			情 報 第 五	情 報 第 五
			事 件	事 件
		サイバー攻撃対策	サイバー攻撃対策	
外 事 対 策 室 長		外 事 第 一	外 事 第 一	
		外 事 第 二	外 事 第 二	
警 備 課		危 機 管 理 官	総 務	総 務
	実 施		実 施	
	危 機 対 策		危 機 対 策	
	警 衛 警 護 室 長	警 衛 警 護		
		副 隊 長		

	航空隊長	航空企画	航空企画
			飛行
		整備	整備
災害対策課	災害対策官	総務	総務
		災害対策企画	災害対策企画
		災害対策実施	災害対策実施
		災害対策特命隊長	第一小隊
			第二小隊
機動隊		総務	総務
		中隊長	隊付
			第一小隊
			第二小隊
			第三小隊
			第四小隊
第五小隊			
警察学校	事務長		総務
		教務科長	教務第一
			教務第二
			教務第三
			教務第四
			教務第五
		指導科長	指導第一
			指導第二
			指導第三
			指導第四
指導			
	生活指導		
	人材育成室長	教養・術科指導	教養・術科指導

別表第2 (第12条関係)

警察署に置く課及び係並びに分掌事務の基準

署	区分	課	係	分掌事務の基準
金 沢 中	警 務		警 務 第 一	本部総務課、警務課（給与等の支給に関する事項並びに留置管理及び看守に関する事項を除く。）、県民支援相談課、情報管理課、厚生課（健康管理に関する事項に限る。）、会計課（警察装備等に関する事項に限る。）、監察課及び警察学校の所掌に属する事項
			警 務 第 二	
	留置管理		留 置 管 理	本部警務課の所掌に属する事項のうち、留置管理及び看守に関する事項
			看 守	
	会 計		会 計	本部警務課（給与等の支給に関する事項に限る。）、厚生課（健康管理に関する事項を除く。）及び会計課（警察装備等に関する事項を除く。）の所掌に属する事項
	生活安全		営 業 保 安	本部生活安全企画課、人身安全・少年保護対策課、生活安全捜査課及びサイバー犯罪対策課の所掌に属する事項
			生 活 安 全	
			人 身 安 全	
			生活安全捜査第一	
			生活安全捜査第二	
			生活安全捜査第三	
	地 域		企 画 指 導	本部地域課及び通信指令課の所掌に属する事項
			通 信 指 令	
			機動警ら第一	
			機動警ら第二	
			機動警ら第三	
	刑事第一		刑 事 総 務	本部刑事企画課、捜査第一課、鑑識課及び科学捜査研究所の所掌に属する事項
			統 計	
			強 行 第 一	
			強 行 第 二	
			強 行 第 三	

		性犯罪捜査	
		盗犯第一	
		盗犯第二	
		鑑識	
	刑事第二	知能 告訴	本部捜査第二課及び組織犯罪対策課の所掌に属する事項
		組織犯罪対策第一	
		組織犯罪対策第二	
		組織犯罪対策第三	
	交通第一	企画 規制	本部交通企画課、交通規制課及び運転免許課の所掌に属する事項
	交通第二	交通指導・捜査第一 交通指導・捜査第二	本部交通指導課の所掌に属する事項
	警備	警備第一 警備第二 警備第三 警備第四	本部公安課、警備課及び災害対策課の所掌に属する事項
		直轄	警察署長が特に命じた事項
金沢東	警務	警務第一	本部総務課、警務課（給与等の支給に関する事項並びに留置管理及び看守に関する事項を除く。）、県民支援相談課、情報管理課、厚生課（健康管理に関する事項に限る。）、会計課（警察装備等に関する事項に限る。）、監察課及び警察学校の所掌に属する事項
		警務第二	
	留置管理	留置管理	本部警務課の所掌に属する事項のうち、留置管理及び看守に関する事項
		看守	
会計	会計	本部警務課（給与等の支給に関する事項に限る。）、厚生課（健康管理に関する事項を除く。）及び会計課（警察装備等に関する事項を除く。）の所掌に属する事項	

生活安全	営 業 保 安	本部生活安全企画課、人身安全・少年保護対策課、生活安全捜査課及びサイバー犯罪対策課の所掌に属する事項
	生 活 安 全	
	人 身 安 全	
	生活安全捜査第一	
	生活安全捜査第二	
地 域	企 画 指 導	本部地域課及び通信指令課の所掌に属する事項
	機動警ら第一	
	機動警ら第二	
	機動警ら第三	
刑事第一	刑 事 総 務	本部刑事企画課、捜査第一課、鑑識課及び科学捜査研究所の所掌に属する事項
	統 計	
	強 行 第 一	
	強 行 第 二	
	性 犯 罪 捜 査	
	盗 犯 第 一	
	盗 犯 第 二	
	鑑 識	
刑事第二	知 能	本部捜査第二課及び組織犯罪対策課の所掌に属する事項
	告 訴	
	組織犯罪対策第一	
	組織犯罪対策第二	
	組織犯罪対策第三	
交通第一	企 画	本部交通企画課、交通規制課及び運転免許課の所掌に属する事項
	規 制	
交通第二	交通指導・捜査第一	本部交通指導課の所掌に属する事項
	交通指導・捜査第二	

	警 備	警 備 第 一	本部公安課、警備課及び災害対策課の所掌に属する事項
		警 備 第 二	
		警 備 第 三	
		直 轄	警察署長が特に命じた事項
金 沢 西	警 務	警 務 第 一	本部総務課、警務課（給与等の支給に関する事項並びに留置管理及び看守に関する事項を除く。）、県民支援相談課、情報管理課、厚生課（健康管理に関する事項に限る。）、会計課（警察装備等に関する事項に限る。）、監察課及び警察学校の所掌に属する事項
		警 務 第 二	
	留置管理	留 置 管 理	本部警務課の所掌に属する事項のうち、留置管理及び看守に関する事項
		看 守	
	会 計	会 計	本部警務課（給与等の支給に関する事項に限る。）、厚生課（健康管理に関する事項を除く。）及び会計課（警察装備等に関する事項を除く。）の所掌に属する事項
	生活安全	営 業 保 安	本部生活安全企画課、人身安全・少年保護対策課、生活安全捜査課及びサイバー犯罪対策課の所掌に属する事項
		生 活 安 全	
		人 身 安 全	
		生活安全捜査第一	
		生活安全捜査第二	
	地 域	企 画 指 導	本部地域課及び通信指令課の所掌に属する事項
		機動警ら第一	
		機動警ら第二	
機動警ら第三			
刑事第一	刑 事 総 務	本部刑事企画課、捜査第一課、鑑識課及び科学捜査研究所の所掌に属する事項	
	統 計		
	強 行 第 一		
	強 行 第 二		
	性 犯 罪 捜 査		
	盗 犯 第 一		

		盗 犯 第 二	
		鑑 識	
	刑 事 第 二	知 能	本部捜査第二課及び組織犯罪対策課の所掌に属する事項
		告 訴	
		組織犯罪対策第一	
		組織犯罪対策第二	
		組織犯罪対策第三	
	交 通 第 一	企 画	本部交通企画課、交通規制課及び運転免許課の所掌に属する事項
		規 制	
	交 通 第 二	交通指導・捜査第一	本部交通指導課の所掌に属する事項
		交通指導・捜査第二	
	警 備	警 備 第 一	本部公安課、警備課及び災害対策課の所掌に属する事項
		警 備 第 二	
		直 轄	警察署長が特に命じた事項
大 聖 寺	警 務	警 務	本部総務課、警務課（給与等の支給に関する事項を除く。）、県民支援相談課、情報管理課、厚生課（健康管理に関する事項に限る。）、会計課（警察装備等に関する事項に限る。）、監察課及び警察学校の所掌に属する事項
	会 計	会 計	本部警務課（給与等の支給に関する事項に限る。）、厚生課（健康管理に関する事項を除く。）及び会計課（警察装備等に関する事項を除く。）の所掌に属する事項
	生 活 安 全	営 業 保 安	本部生活安全企画課、人身安全・少年保護対策課、生活安全捜査課及びサイバー犯罪対策課の所掌に属する事項
		生 活 安 全	
		生 活 安 全 捜 査	
	地 域	地 域	本部地域課及び通信指令課の所掌に属する事項
		機 動 警 ら	
		統 計	本部刑事部の所掌に属する事項
		強 行 第 一	

	刑 事	強 行 第 二	
		強 行 第 三	
		盗 犯	
		鑑 識	
		知 能	
		組織犯罪対策第一	
		組織犯罪対策第二	
	交 通	企 画 規 制	本部交通部の所掌に属する事項
		交通指導・捜査第一	
		交通指導・捜査第二	
警 備	警 備	本部公安課、警備課及び災害対策課の所掌に属する事項	
小 松	警 務	警 務 第 一	本部総務課、警務課（給与等の支給に関する事項並びに留置管理及び看守に関する事項を除く。）、県民支援相談課、情報管理課、厚生課（健康管理に関する事項に限る。）、会計課（警察装備等に関する事項に限る。）、監察課及び警察学校の所掌に属する事項
		警 務 第 二	
	留置管理	留 置 管 理	本部警務課の所掌に属する事項のうち、留置管理及び看守に関する事項
		看 守	
	会 計	会 計	本部警務課（給与等の支給に関する事項に限る。）、厚生課（健康管理に関する事項を除く。）及び会計課（警察装備等に関する事項を除く。）の所掌に属する事項
	生活安全	営 業 保 安	本部生活安全企画課、人身安全・少年保護対策課、生活安全捜査課及びサイバー犯罪対策課の所掌に属する事項
		生 活 安 全	
		人 身 安 全	
生活安全捜査第一			
生活安全捜査第二			
	地 域	本部地域課及び通信指令課の所掌に属する事項	
	機動警ら第一		

	地 域	機動警ら第二		
		機動警ら第三		
	刑 事	統 計	本部刑事部の所掌に属する事項	
		強 行 第 一		
		強 行 第 二		
		盜 犯		
		鑑 識		
		知 能		
		組織犯罪対策第一		
		組織犯罪対策第二		
	交 通	企 画 規 制	本部交通部の所掌に属する事項	
		交通指導・捜査第一		
		交通指導・捜査第二		
	警 備	警 備 第 一	本部公安課、警備課及び災害対策課の所掌に属する事項	
警 備 第 二				
能 美	警 務	警 務	本部総務課、警務課（給与等の支給に関する事項を除く。）、県民支援相談課、情報管理課、厚生課（健康管理に関する事項に限る。）、会計課（警察装備等に関する事項に限る。）、監察課及び警察学校の所掌に属する事項	
	会 計	会 計	本部警務課（給与等の支給に関する事項に限る。）、厚生課（健康管理に関する事項を除く。）及び会計課（警察装備等に関する事項を除く。）の所掌に属する事項	
	生活安全	生 活 安 全	生活安全捜査	本部生活安全企画課、人身安全・少年保護対策課、生活安全捜査課及びサイバー犯罪対策課の所掌に属する事項
		生 活 安 全 捜 査		
	地 域	地 域	機 動 警 ら	本部地域課及び通信指令課の所掌に属する事項
		機 動 警 ら		
刑 事	強 行 ・ 盜 犯	鑑 識	本部刑事部の所掌に属する事項	
	鑑 識			

		知能・組織犯罪対策	
	交 通	企 画 規 制	本部交通部の所掌に属する事項
		交通指導・捜査	
	警 備	警 備	本部公安課、警備課及び災害対策課の所掌に属する事項
白 山	警 務	警 務 第 一	本部総務課、警務課（給与等の支給に関する事項並びに留置管理及び看守に関する事項を除く。）、県民支援相談課、情報管理課、厚生課（健康管理に関する事項に限る。）、会計課（警察装備等に関する事項に限る。）、監察課及び警察学校の所掌に属する事項
		警 務 第 二	
	留置管理	留 置 管 理	本部警務課の所掌に属する事項のうち、留置管理及び看守に関する事項
		看 守	
	会 計	会 計	本部警務課（給与等の支給に関する事項に限る。）、厚生課（健康管理に関する事項を除く。）及び会計課（警察装備等に関する事項を除く。）の所掌に属する事項
	生活安全	営 業 保 安	本部生活安全企画課、人身安全・少年保護対策課、生活安全捜査課及びサイバー犯罪対策課の所掌に属する事項
		生 活 安 全	
		人 身 安 全	
		生活安全捜査第一	
		生活安全捜査第二	
地 域	企画指導第一	本部地域課及び通信指令課の所掌に属する事項	
	企画指導第二		
	機動警ら第一		
	機動警ら第二		
刑事第一	刑 事 総 務	本部刑事企画課、捜査第一課、鑑識課及び科学捜査研究所の所掌に属する事項	
	統 計		
	強 行 第 一		
	強 行 第 二		
	性 犯 罪 捜 査		

		盗 犯 第 一	
		盗 犯 第 二	
		鑑 識	
	刑 事 第 二	知 能 告 訴 組 織 犯 罪 対 策 第 一 組 織 犯 罪 対 策 第 二 組 織 犯 罪 対 策 第 三	本部捜査第二課及び組織犯罪対策課の所掌に属する事項
	交 通 第 一	企 画 規 制	本部交通企画課、交通規制課及び運転免許課の所掌に属する事項
	交 通 第 二	交 通 指 導 ・ 捜 査 第 一 交 通 指 導 ・ 捜 査 第 二	本部交通指導課の所掌に属する事項
	警 備	警 備 第 一 警 備 第 二	本部公安課、警備課及び災害対策課の所掌に属する事項
津 幡	警 務	警 務	本部総務課、警務課（給与等の支給に関する事項並びに留置管理及び看守に関する事項を除く。）、県民支援相談課、情報管理課、厚生課（健康管理に関する事項に限る。）、会計課（警察装備等に関する事項に限る。）、監察課及び警察学校の所掌に属する事項
	留 置 管 理	留 置 管 理 看 守	本部警務課の所掌に属する事項のうち、留置管理及び看守に関する事項
	会 計	会 計	本部警務課（給与等の支給に関する事項に限る。）、厚生課（健康管理に関する事項を除く。）及び会計課（警察装備等に関する事項を除く。）の所掌に属する事項
	生 活 安 全	生 活 安 全 人 身 安 全 生 活 安 全 捜 査	本部生活安全企画課、人身安全・少年保護対策課、生活安全捜査課及びサイバー犯罪対策課の所掌に属する事項
		地 域	本部地域課及び通信指令課の所掌に属する事項

	地 域	機動警ら第一	本部刑事部の所掌に属する事項	
		機動警ら第二		
		機動警ら第三		
	刑 事	統 計		本部刑事部の所掌に属する事項
		強 行		
		盜 犯		
		知能・組織犯罪対策		
		鑑 識		
	交 通	企 画 規 制		本部交通部の所掌に属する事項
		交通指導・捜査第一		
交通指導・捜査第二				
警 備	警 備	本部公安課、警備課及び災害対策課の所掌に属する事項		
羽 咋	警 務	警 務	本部総務課、警務課（給与等の支給に関する事項を除く。）、県民支援相談課、情報管理課、厚生課（健康管理に関する事項に限る。）、会計課（警察装備等に関する事項に限る。）、監察課及び警察学校の所掌に属する事項	
	会 計	会 計	本部警務課（給与等の支給に関する事項に限る。）、厚生課（健康管理に関する事項を除く。）及び会計課（警察装備等に関する事項を除く。）の所掌に属する事項	
	生活安全	生 活 安 全	本部生活安全企画課、人身安全・少年保護対策課、生活安全捜査課及びサイバー犯罪対策課の所掌に属する事項	
		生活安全捜査		
	地 域	地 域	本部地域課及び通信指令課の所掌に属する事項	
		機 動 警 ら		
	刑 事	統 計	本部刑事部の所掌に属する事項	
強 行 ・ 盜 犯				
鑑 識				
知能・組織犯罪対策				
		企 画 規 制	本部交通部の所掌に属する事項	

	交 通	交通指導・捜査	
	警 備	警 備	本部公安課、警備課及び災害対策課の所掌に属する事項
七 尾	警 務	警 務	本部総務課、警務課（給与等の支給に関する事項並びに留置管理及び看守に関する事項を除く。）、県民支援相談課、情報管理課、厚生課（健康管理に関する事項に限る。）、会計課（警察装備等に関する事項に限る。）、監察課及び警察学校の所掌に属する事項
	留置管理	留 置 管 理	本部警務課の所掌に属する事項のうち、留置管理及び看守に関する事項
		看 守	
	会 計	会 計	本部警務課（給与等の支給に関する事項に限る。）、厚生課（健康管理に関する事項を除く。）及び会計課（警察装備等に関する事項を除く。）の所掌に属する事項
	生活安全	生 活 安 全	本部生活安全企画課、人身安全・少年保護対策課、生活安全捜査課及びサイバー犯罪対策課の所掌に属する事項
		生活安全捜査	
		少 年 補 導	
	地 域	船 舶	本部地域課及び通信指令課の所掌に属する事項
		地 域	
		機 動 警 ら	
刑 事	統 計	本部刑事部の所掌に属する事項	
	強 行		
	盗 犯		
	知能・組織犯罪対策		
	鑑 識		
交 通	企 画 規 制	本部交通部の所掌に属する事項	
	交通指導・捜査		
警 備	警 備	本部公安課、警備課及び災害対策課の所掌に属する事項	
	警 務	警 務	本部総務課、警務課（給与等の支給に関する事項を除く。）、県民支援相談課、情報管理

輪 島			課、厚生課(健康管理に関する事項に限る。)、 会計課(警察装備等に関する事項に限る。)、 監察課及び警察学校の所掌に属する事項
	会 計	会 計	本部警務課(給与等の支給に関する事項に限る。)、厚生課(健康管理に関する事項を除く。) 及び会計課(警察装備等に関する事項を除く。) の所掌に属する事項
	生活安全 刑 事	生 活 安 全	本部生活安全企画課、人身安全・少年保護対 策課、生活安全捜査課及びサイバー犯罪対策 課並びに本部刑事部の所掌に属する事項
		強 行 ・ 盗 犯	
		鑑 識	
		知能・組織犯罪対策	
	地 域	地 域	本部地域課及び通信指令課の所掌に属する事 項
機動警ら第一			
機動警ら第二			
交 通	企 画 規 制	本部交通部の所掌に属する事項	
	交通指導・捜査		
警 備	警 備	本部公安課、警備課及び災害対策課の所掌に 属する事項	
珠 洲	警 務	警 務	本部総務課、警務課(給与等の支給に関する 事項を除く。)、県民支援相談課、情報管理 課、厚生課(健康管理に関する事項に限る。)、 会計課(警察装備等に関する事項に限る。)、 監察課及び警察学校の所掌に属する事項
	会 計	会 計	本部警務課(給与等の支給に関する事項に限る。)、厚生課(健康管理に関する事項を除く。) 及び会計課(警察装備等に関する事項を除く。) の所掌に属する事項
	生活安全 刑 事	生 活 安 全	本部生活安全企画課、人身安全・少年保護対 策課、生活安全捜査課及びサイバー犯罪対策 課並びに本部刑事部の所掌に属する事項
		強 行 ・ 盗 犯	
		鑑 識	
知能・組織犯罪対策			
地 域	地 域	本部地域課及び通信指令課の所掌に属する事 項	
	機動警ら第一		

		機動警ら第二	
交 通	企 画 規 制		本部交通部の所掌に属する事項
	交通指導・捜査		
警 備	警 備		本部公安課、警備課及び災害対策課の所掌に属する事項

※ 別表第3から別表第5は省略